

「上田市協働のまちづくり指針」の見直し一覧表【変更点のみ記載】

項目	ページ	見直し後	見直し前
はじめに	1	少子高齢化や人口減少の急速な進展による社会保障費の増加など、国や地方自治体は厳しい財政状況が続くことが予想されています。 ～省略～ 本指針は、社会情勢や国・県の動向などを踏まえ、5年を超えない期間で市民の意見を反映して見直しすることを規定しており、令和元年度には、市内各地域で新たな住民自治の仕組みである「住民自治組織(まちづくり組織)」の設立が進んでいることから1回目の見直しを行いました。 この度、前回の見直しから5年が経過することから、これまでの協働の推進に向けた取組の評価・検証を行うとともに、新型コロナウイルス感染症の世界的な大流行や、気候変動に伴う自然災害への対応等、社会情勢の変化を踏まえ2回目の見直しを行いました。地域の一番身近なコミュニティ組織である自治会が直面する様々な課題に目を向け、住民自治組織と連携してどのように対応していけるのか、これからの時代を見据え、地域で解決可能な課題は、地域で自主的に解決し、地域自らの創意工夫により持続可能でより良いまちづくりを実行していくことが求められています。 ～省略～ 令和7年●月	団塊の世代が後期高齢者となる2025年問題が間近に迫る中、かつてない少子高齢化や人口減少の急速な進展による社会保障費の増加など、国や地方自治体は厳しい財政状況が続くことが予想されています。 ～省略～ この度、指針の運用から5年が経過することから、これまでの協働の推進に向けた取組の評価・検証を行うとともに、指針策定以降、市内各地域で新たな住民自治の仕組みである「住民自治組織(まちづくり組織)」の設立が進んでいること、社会情勢の変化などを踏まえ見直しを行いました。 ～省略～ 令和2年4月
1. 指針の趣旨	2	上田市では、これまで自治会をはじめ、NPO法人(特定非営利活動法人)等市民活動団体、企業等により、地域課題を自ら解決しようとする公益的な活動が活発に行われており、まちづくりに大きな役割を果たしています。 また、市内には5つの大学等があり、若者のエネルギーをまちづくりに生かすことができることも、上田市の特徴です。 一方、人々の価値観やライフスタイルの多様化に伴い、地域住民の結びつきの希薄化や地域ならではの伝統的な活動の衰退、また交流や参加の機会の減少が進むなか、新型コロナウイルス感染症の世界的な大流行などによる影響により、自治会の担い手不足や、役員の高齢化など、地域活動の課題が顕在化してきています。自治会や市民活動団体など多様な主体が参画・連携して、地域課題の解決やまちづくりを担う新たな住民自治の仕組みである住民自治組織(まちづくり組織)の設立が進められており、今後、自治会と住民自治組織の連携が、ますます重要になると考えております。 ～省略～	上田市では、これまで自治会をはじめ、NPO法人(特定非営利活動法人)等市民活動団体、企業等により、地域課題を自ら解決しようとする公益的な活動が活発に行われており、まちづくりに大きな役割を果たしています。 また、市内には4つの大学があり、若者のエネルギーをまちづくりに生かすことができることも、上田市の特徴です。 一方、少子高齢化や人口減少が急速に進行する中、上田市では、自治会や市民活動団体など多様な主体が参画・連携して、地域課題の解決やまちづくりを担う新たな住民自治の仕組みである住民自治組織(まちづくり組織)の設立が進められており、地域住民による自主的・主体的な活動も次第に本格化してきています。 ～省略～

項目	ページ	見直し後	見直し前
2.「協働」のめざすもの	4	(1)協働とは ～省略～ ■市民活動を行う団体の関係図 ～省略～ 地域ごと特定目的なし ●自治会など <u>※自治会など地縁による団体が一定の要件を満たす場合に、市の認可を受けて法人格を取得することができます。(認可地縁団体)</u> ～省略～	(1)協働とは ～省略～ ■市民活動を行う団体の関係図 ～省略～ 地域ごと特定目的なし ●自治会など ～省略～
2.「協働」のめざすもの	5	■住民自治組織とは 少子高齢化や人口減少の進行に伴い、自治会の担い手不足などが深刻化する中、今後、単一の自治会では対応が難しくなる地域共通の課題やまちづくりを、もう一回り大きな枠組みの中で、自治会(地区連)や市民活動団体、NPO法人などの多様な主体が参画し、連携・協力しながら活動を行う実働組織となります。自治会とは相互補完の関係にあり、これまで自治会が担っていた分野を役割分担のもとで、専門知識や経験を有する人材がリーダーとなって担うことにより、自治会負担の軽減を図ることを目指しています。	■住民自治組織とは <u>住民自治組織は、合併時の新市建設計画で新たな住民自治の仕組みとして位置付けられ、全市域への設立が進められています。</u>少子高齢化や人口減少の進行に伴い、自治会の担い手不足などが深刻化する中、今後、単一の自治会では対応が難しくなる<u>防犯・防災、環境整備、子育て、高齢者福祉といった</u>地域共通の課題<u>解決</u>やまちづくりを、もう一回り大きな枠組みの中で、自治会(地区連)や市民活動団体、NPO法人などの多様な主体が参画し、連携・協力しながら活動を行う実働組織となります。自治会とは相互補完の関係にあり、これまで自治会が担っていた分野を役割分担のもとで、専門知識や経験を有する人材がリーダーとなって担うことにより、自治会負担の軽減を図ることを目指しています。
2.「協働」のめざすもの	8	(1)協働の領域と形態 ～省略～ 人的支援 地域自治センター・・・地域コミュニティを含む地域住民からの地域に関する様々な相談等に対応するために設置 協働推進員・・・<u>協働によるまちづくりを積極的に推進するために、職員への啓発活動や課内調整、関係他課との連携、情報共有等の役割を担う職員を配置</u> ～省略～	(1)協働の領域と形態 ～省略～ 人的支援 地域自治センター・・・地域コミュニティを含む地域住民からの地域に関する様々な相談等に対応するために設置 協働推進員・・・<u>地域コミュニティの各主体からの相談に対して、ワンストップで対応し、庁内横断的な連携を図ることを目的に庁内各課に配置</u> ～省略～

項目	ページ	見直し後	見直し前
4.「協働」推進のための環境づくり	13	(1) 推進体制づくり ～省略～ ③ 市民と市職員の意識共有 ア 市民と市職員が、まちづくりや地域課題の解決策等について考え語り合う座談会等を開催します。[政策企画部、市民まちづくり推進部、全庁] イ 住民自治組織と市職員が、組織運営や地域課題の解決等について話し合う全体会議を開催し、意識共有に努めます。[市民まちづくり推進部] <u>ウ まちのアトリエ※1を活用して、市民活動団体、大学、企業との連携を図ります。[市民まちづくり推進部]</u> <u>※1 まちのアトリエ……市役所本庁舎2階にオープンした施設で、“まちづくり”を行う市民の皆様から寄せられた作品や成果品を、展示するとともに、定期的な研究会・交流会を開催し、市民の皆さんとの交流・憩いの機会を創出します。</u>	(1) 推進体制づくり ～省略～ ③ 市民と市職員の意識共有 ア 市民と市職員が、まちづくりや地域課題の解決策等について考え語り合う座談会等を開催します。[政策企画部、市民まちづくり推進部、全庁] イ 住民自治組織と市職員が、組織運営や地域課題の解決等について話し合う全体会議を開催し、意識共有に努めます。[市民まちづくり推進部]
4.「協働」推進のための環境づくり	14	(2) 情報共有と市民活動への支援 ～省略～ ②市民活動への支援 ア <u>住民自治組織の活動をより発展させるため、市民活動の支援やネットワークづくりを進めます。[市民まちづくり推進部]</u> イ <u>自治会の負担軽減や課題解決に向けた仕組みづくりに取り組みます。[市民まちづくり推進部]</u> <u>ウ 市民活動団体(NPO法人等を含む)の活性化を図るため、「活力あるまちづくり支援金」などの補助事業を活用した支援に取り組みます。[市民まちづくり推進部]</u>	(2) 情報共有と市民活動への支援 ～省略～ ②市民活動への支援 ア <u>市民活動をより発展させるため、中間支援組織等との連携により、市民活動の中間支援やネットワークづくりを進めます。[市民まちづくり推進部]</u> イ <u>市民活動を総合的に支援するため、市民活動団体のボランティア活動に取り組んでいる各地域のボランティア活動センターと連携した「市民協働サポートセンター(仮称)」の設置を検討します。[市民まちづくり推進部、関係部署]</u> <u>ウ 自治会や住民自治組織、市民活動団体の活性化と担い手の確保のため、市民に最も身近なコミュニティである自治会への加入促進に取り組みます。[市民まちづくり推進部]</u> <u>※1 中間支援組織……NPO 等市民活動団体の経営支援等のアドバイスや、他団体、企業、行政等との連携を推進する組織</u> <u>※2 ボランティア地域活動センター……上田市社会福祉協議会が上田、丸子、真田、武石地域に設置している住民のボランティア活動の支援や広報、啓発等を推進する組織</u>

項目	ページ	見直し後	見直し前
4.「協働」推進のための環境づくり	15	(2)情報共有と市民活動への支援 ～省略～ ④地域内分権の確立 ア「地域の個性や特性が生かされ、地域力が発揮されるまちづくり」を目標に、地域課題の解決や地域活性化に向けて、多様な主体が参画する新たな住民自治の仕組みである住民自治組織の<u>運営に対する支援に取り組み、地域コミュニティの重層化を図ります。</u>[市民まちづくり推進部、各地域自治センター、全庁]	(2)情報共有と市民活動への支援 ～省略～ ④地域内分権の確立 ア「地域の個性や特性が生かされ、地域力が発揮されるまちづくり」を目標に、地域課題の解決や地域活性化に向けて、多様な主体が参画する新たな住民自治の仕組みである住民自治組織の<u>全市域への設立を目指すとともに、組織の運営に対する支援に取り組みます。</u>[市民まちづくり推進部、各地域自治センター、全庁]
4.「協働」推進のための環境づくり	15	(3)人材育成 ～省略～ ③人材活用制度の検討 ア<u>まちのアトリエを活用して、市民活動の担い手となっていただく地域人材の発掘と育成に取り組みます。</u>[市民まちづくり推進部、関係部署] イ まちづくりに関わる様々な人材を登録し活用につなげる「人材バンク制度」の<u>仕組みづくりを検討します。</u>[市民まちづくり推進部、教育委員会、関係部署]	(3)人材育成 ～省略～ ③人材活用制度の検討 ア「地域づくり人材育成講座(※3)」の受講者等、知識や経験のある皆さんに、市民活動の担い手となっていただくための仕組みづくりに取り組みます。[市民まちづくり推進部、関係部署] イ まちづくりに関わる様々な人材を登録し活用につなげる「人材バンク制度」を<u>検討します。</u>[市民まちづくり推進部、教育委員会、関係部署] ※3 地域づくり人材育成講座……地域づくりの進め方や手法を学び、まちづくりを進める人材を育成する目的で、平成22年度から実施している講座
4.「協働」推進のための環境づくり	15	(4)評価・検証 ○協働事業評価 ア 上田市における協働の取組をより効果的なものとしていくため、協働事業を<u>市民の皆さんからの意見を踏まえ評価・検証します。</u>[市民まちづくり推進部]	(4)評価・検証 ○協働事業評価 ア 上田市における協働の取組をより効果的なものとしていくため、協働事業を<u>市民とともに評価・検証する仕組みを構築します。</u>[市民まちづくり推進部]

項目	ページ	見直し後	見直し前
5. 今後も向けて	16	(1)協働のまちづくりの実践 ～省略～ 今後は、本指針に基づき、激変する社会情勢に応じて、自治会や住民自治組織等の皆さんと連携して、協働によるまちづくりの理解と実践によって、もっと住みよい上田市となるようさらに進めていきます。	(1)協働のまちづくりの実践 ～省略～ そのために、それぞれが一緒に考え、行動し汗を流すことが重要だと考えています。今後は、本指針に基づき、協働によるまちづくりの理解と実践によって、もっと住みよい上田市となるようさらに進めていきます。